

意見書案第 1 号

アサリの産地偽装対策に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり玉名市議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。

令和 4 年 3 月 2 5 日 提 出

建設経済委員会
委員長 江田 計司

玉名市議会議長 近松 恵美子 様

アサリの産地偽装対策に関する意見書

本年1月、全国の店頭で「熊本県産アサリ」と称するものが数多く並んでいるとの報道がなされた。2月に農林水産省が実施した実態調査では、県産のほとんどに外国産アサリが混入している可能性が高いと判定され、食品の表示に対する消費者の信頼を著しく損なう事態となっており、本市においても風評被害による販売不振等が懸念されている。

このことから、県は、産地偽装が疑われる事例の情報収集と併せて、県産であることを確実に保証する仕組みを構築するまで出荷をしない「熊本県産アサリ緊急出荷停止宣言」を行なった。また、県産アサリの流通経路をQRコードで可視化する県独自のトレーサビリティ制度を構築するなど熊本県漁業協同組合連合会と連携し、この危機的状況の打破に取り組まれている。

今回のアサリの産地偽装は、県内の農林水産物全体の信頼を大きく揺るがすだけでなく、全国の消費者に対する背信行為であり、県が掲げる食の安全保障を脅かす極めて重大な問題である。

よって、国におかれては、アサリの産地偽装の根絶に向け、小売店での販売状況だけでなく、全国的な流通経路を把握する調査を実施・公表するとともに関係省庁が連携して、違反事案に直ちに厳罰をもって臨めるよう監視体制の強化等に取り組むこと、有明海のアサリ資源の回復に向けた取組への積極的な支援を行なうことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県玉名市議会議員 近松 恵美子

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣
内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全)

} 宛て

提案理由 アサリの産地偽装の根絶に向けた取組及び支援を求めるべく、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に意見書を提出するため。